

平成25年10月9日

津市長 前葉泰幸 様

津市敬老事業在り方検討会  
代表 小 椋 進

津市の今後の敬老事業の在り方について（提言）

津市敬老事業在り方検討会は、津市の今後の敬老事業の在り方に関して、平成25年5月から協議を重ね、意見を取りまとめましたので提言します。

津市におかれては、本検討会の提言を踏まえ、今後の適正な敬老事業の推進が図られるよう期待します。

## 津市の今後の敬老事業の在り方に係る提言

平成25年10月9日  
津市敬老事業在り方検討会

敬老事業は、それぞれの地域でこれまでに長い時間をかけて育まれてきた伝統の中で、様々な方法で行われてきました。

しかしながら、平成18年の市町村合併により、人口約29万人を有する地方中核都市としての施策の一体的な取扱いが求められてきました。

このように、一体的な取扱いが求められる中で敬老事業については、地区社会福祉協議会が中心となって様々な工夫を凝らしながら地域特性を活かした行事として実施してきたところですが、事業参加率の低迷、運営スタッフの高齢化、演芸出演者のマンネリ化、事業内容にそぐわない補助金の使途制限など多くの課題があり、今後の敬老事業の在り方について見直す必要が生じてきました。

このため、津市敬老事業在り方検討会において、今後の敬老事業のあり方について幅広い観点から多面的に議論を重ね、意見を取りまとめましたので、以下のとおり提言します。

### 1 総論

- 敬老事業は、多年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿をお祝いするとともに、高齢者を大切に作る心を育むものであり、今後とも継続して実施していくことが望ましい。
- 敬老事業については、本来ならば市が実施主体として行うべきものであるが、各地区社会福祉協議会の協力のもと、それぞれの地域で多様な形態で実施しており、各地区の地域特性を尊重した事業が円滑に実施できるようにすることが望ましい。また、そのために津市・津市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の位置づけや、事業概要を明確にする必要がある。
- 敬老事業は、各地区の地域特性を尊重した自由度の高い制度とすることが望ましい。

- 事業を実施する場合には、事業費とは別に事務的な運営経費が必要であり、実施団体である地区社会福祉協議会への適正な財政措置を図られたい。

## 2 対象年齢について

- 対象年齢については、当面は70歳以上とし、今後、対象年齢を引き上げる場合は、各地域での混乱を避けるため段階的に移行することが望ましい。

## 3 補助金額について

- 敬老事業への助成については、各地域の自由度を確保する観点から、包括的な交付金としての見直しが望ましい。
- 現下の地方行財政を取り巻く財政状況が依然として厳しい状況にあることは理解するものの、現実には地域の自主財源を一部充当しており、補助額の増額を図られたい。

## 4 補助対象経費について

- 補助対象経費については、各地域の自由度を確保する観点からも、助成対象の制約を大幅に緩和する必要があると、特に、地域の関係者が一同に集い、みんなでお祝いし、和やかな時を過ごすこと自体が事業の性格であるため、食糧費等を補助対象とするよう見直すことが望ましい。

## 5 事業の開催方法について

- 事業の実施にあたっては、現在、敬老事業を毎年実施することが前提となっているが、あらかじめ事業計画を提出する団体にあっては、2年～3年に一度の事業実施を可能とすることが望ましい。

## 6 開催時期について

- 開催時期については、事業内容や会場の問題など、各地域の自由度を確保する観点から、概ね7月から12月頃の実施とすることが望ましい。